

【指定年月日について】

- 当月 20 日（必着、20 日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに申請書類を受け付けたものについては、原則として、翌月 1 日付けをもって指定します。
(例) 県 : 5/20 申請書類受付 → 6/1 付けを以て指定

【新規開設に合わせての指定について】

- 指定希望日（＝保険医療機関等の指定（厚生局）見込日）の前月 20 日までに申請書類を提出してください。
(「保険保険医療機関等の指定」を見込んで、自立支援医療機関として指定します。)
- 「指定希望日で保険医療機関等の指定を受けたこと」を事後確認させていただきますので、厚生局から指定通知が交付されたら、速やかに、「写し」を御提出ください。

【遡及申請について】

- 次の場合には、「保険医療機関等の指定」における遡及申請・指定（以下、「局指定」という。）の取扱いに準じて、当該局指定の事実の確認をもって、当該局指定の指定期間の初日を自立支援医療機関の指定日として遡及指定することとし、遡及申請を受け付けます。
 - (事業譲渡等)
保険医療機関等の開設者が変更になった場合で、前の開設者の変更と同時に引き続いで開設され、患者が引き続き診療を受けている場合
 - (法人成り等)
保険医療機関等の開設者が「個人」から「法人組織」に、又は「法人組織」から「個人」に変更になった場合で、患者が引き続き診療を受けている場合
- 遡及申請する場合には、「厚生局に遡及申請をしたことがわかる書面（申請書の写し）」を添付して、指定希望日の前月 20 日までに申請書類を提出してください。
- 指定希望日の前月 20 日までに申請書類を受け付けたものについては、「局指定されたこと」が確認でき次第、当該局指定の指定期間の初日付けをもって、自立支援医療機関として指定します。
厚生局から保険医療機関等の指定通知が交付されたら、速やかに、「写し」を御提出ください。